

(用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。)

[illegible]

(裏面)

交付番号 第 号
交付 年 月 日

家畜防疫官証票

官 氏 生
職 名 年
月 日

写真

大等の輸出入検査規則(抄)

第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される大等について、搭載船舶内又は飛行場内(搭載航空機内を含む。次項において同じ。)で、検査を行うことができる。
2 家畜防疫官は、輸入される大等の検査のため必要と認めるときは、外国から到着した大等(輸入されるものを除く。)又は外国から到着した大等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その大等又はその大等の死体について検査を行うことができる。
第六条 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(抄)
入されるその他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。